

元

純甲第一九九号

案起
昭和八年十二月十七日

昭和八年十二月十八日
施行昭和
公布昭和
年 月 日

内閣總理大臣

内閣官房長官

内閣官房副長官

緒方國務大臣

方

大連國務大臣

方

石井國務大臣

方

安藤國務大臣

方

天養國務大臣

山田國務大臣

生

方

塚田國務大臣

方

大野國務大臣

方

岡崎國務大臣

保利國務大臣

方

方

小坂國務大臣

方

大野國務大臣

方

小室國務大臣

岡野國務大臣

方

方

戸塚國務大臣

方

木村國務大臣

方

別紙内閣總理大臣報告

選挙制度調査会答申「公職選挙法中住

所に関する規定の改正について
右供覧

総理府甲第六三三号

昭和二十八年十二月十七日

内閣総理大臣 吉田

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

公職選挙法中住所に関する規定の改正について
選挙制度調査会に対し、選挙制度の調査について別紙二のとおり諮
問したところ、同会々長から標記の件について別紙一のとおり答申が
あつたので報告する。

総理府

去る十月二十一日本調査会に附議され、諮問に対し、公転選挙法中住所に關する規定の改正について、次の通り答申する。

なお、調査会における審議経過の概要を別紙の通り報告する。

昭和二十八年十二月十七日

選挙制度調査会々長 牧野 良三

内閣總理大臣 吉田 茂 殿

承調査会は、去る十月二十一日附諮問第一号に基いて慎重審議したところ、学生、保安官等の住所認定に関する従来の取扱は、現行法の解釈としてはやむをえないものと考えられ、現在における学生、保安官等の生活の実態にかんがみ、公取送奉法中に左記の趣旨の規定を設け、これらの方の送奉権の行使及び住所の認定を容易ならしめることを適当と認めらる。

よつて、ここに答申する。

記

修業のため寮、下宿等に居住する学生生徒又は営舎内若しくは船舶内に居住する保安官若しくは警備官の住所は、その居住地又はその営舎若しくは定住の港の所在地にあるものと推定する。但し、郷里を住所として申し出た場合は、この限りでない。

附帶事項

送本人名録は住民登録に基いて調製することが望ましい。よつて、将来、公称選挙法
住民登録法その他関係法令の整備を図らねばい。

(別紙)

調査会における審議経過の概要

本調査会は、十月二十一日第一回総会を開いて以来総会六回、小委員会二回を開き、諸
向事項について慎重に審議した。

諸向事項の内容は、第一に公称選挙法中住所に関する規定を改正する必要があるかどうか
かの点で、この点がまず検討された。

委員の一部には、自治庁通達の内容は、解釈論としても、立法論としても妥当なもので
あるから、法律を改正する必要はないという意見もあつたが、現行法の下においては、已
昭示通達はやむをえない措置であつたことは認めらるが、現在の選挙の生活の実態を考へ、
選挙権の行使及び住所の認定を容易ならしめるため、立法措置により、自治庁通達の内容
に変更を加へることが適当であるという意見が大多数であつた。

次に、然らばどのような方針で改正を行ふべきかについて検討した。

これに関連して、選挙法上の住所と民法上の住所は同一であるか、住所は単数であるか、複数でありうるかという問題をめぐって議論がたかかわられた。

選挙法上の住所と民法上の住所とは同一であるとする説と、両者は区別して考えるべきであるとする説とが対立したが、これについては立入らないこととし、住所は単数であるか複数でありうるかについては、少くとも当面の問題については住所は単数であるとの前提で論議を進めることになった。

改正の方針については、種々な意見が各委員から述べられた。その主なものは、第一は公取選挙法又は地方自治法に住所認定に関する推定規定を設けろという案、第二は、国の選挙と地方の選挙とを区別し、国の選挙については居所においても投票できるようにすべきであるという案、第三は、住民登録法の欠陥を改め、これによつて選挙人名簿を調製すべきであるという案等であった。

そして、いずれの案についても、修学のため寮、下宿等にいる学生についてののみならず、病舎内又は船舶内に居住する保安官又は警備官、病院その他の療養施設に入院加療中の者

等についても関連させて検討すべきものであるとされた。

これらの案についてきわめて活発に意見の交換が行われた結果、総会の意向は、できるだけ限り選挙権の行使及び住所の認定を容易ならしめるという方向で、公取選挙法中に適当な規定を設けろべきであるとする点において大體の一致をみかきに至り、小委員会を設けて具体的な研究すべきであるということになった。

小委員会においては、論議を重ねた末、左の両案のいずれかによるべきであるという結論に達した。

いずれの案も、保安官及び警備官については、学生と同様の扱いをすべきであるという考え方に立つていながら、病院その他の療養施設に入院加療中の者については、学生又は派兵若しくは警備官と並列の定数を課するもので、現行法の扱いが適当であるという考えが圧倒的に多く、従つて、これに照準をかつたのである。

A 案

修学のため寮、下宿等に居住する学生生徒又は営舎内若しくは船舶内に居住する保安官若しくは警備官の住所は、その居住地又はその営舎若しくは定けい港の所在地にあるものと推定する。但し、那里を住所として申し出た場合は、この限りでない。

B 案

修学のため寮、下宿等に居住する学生生徒又は営舎内若しくは船舶内に居住する保安官若しくは警備官の住所は、その郷里にあるものと推定する。但し、その居住地又は営舎若しくは定けい港の所在地を住所として申し出た場合は、この限りでない。

右の両案について総会において討議した結果、A案がB案より優れてゐるという意見が強く、採決の結果、出席委員十四名（欠席委員二名）、満場一致でA案を答申することに決定した。

答申は、この趣旨に沿つて政府が立法することを期待してゐるので、字句その他について

ては、政府当局の慎重な研究にゆだねることとした。

なお、住民登録に基いて選挙人名簿を調製することは、望ましいことではあるが、現在の段階において直ちにしかかる措置をとることについては、種々の困難があるという意見が多数であつたので、将来の研究を期待することとし、附帯事項として決定せられねばならぬものであらう。



諮問第一号

昭和三十八年 十月三十一日

内閣総理大臣 吉田 茂

選挙制度調査会長 牧野良三殿

選挙制度の調査について、元記のとおり貴会に諮問する。

記

公職選挙法中住所に関する規定につき改正すべきものがあるか。若しあるとするならば、その要綱を示されたい。

総理府